プラザの湯の貸付にかかる仕様書

プラザの湯（公衆浴場）の施設の貸付により、事業者が公衆浴場として運営するに当たっての業務の内容及びその範囲等について本仕様書に定める。

１　基本的事項

　プラザの湯は住宅地にあり、市民の健康増進と交流の場として利用されてきた。デイサービスセンターに併設し、市の集会施設「昭和中央地区館」（レイクプラザ昭和）に隣接している。施設規模や利用者の傾向、立地条件を理解し、公衆浴場の営業は貸付後１年以上継続すること。

２　施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | プラザの湯 |
| 所在地 | 潟上市昭和大久保字町後２４４番地（潟上市昭和デイサービスセンター内） |
| 築年数　　 | ３１年　（平成５年建築） |
| 延床面積 | 　２５０．２㎡　参考資料１　施設図面　参照 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 施設内容 | ・浴室２（脱衣室含む）（男女各１）　　内湯、水風呂、サウナ・休憩室１（和室）　参考資料２　施設写真　参照 |
| 湯の種類 | 水道水 |
| 駐車場 | 一定数あり（他施設と共用） |

３　営業条件

1. 名称

名称は事業者が定めるものとするが、決定に当たっては市の承認を得ること。

（２）法令等の順守

　公衆浴場の営業開始にあたり、潟上市に「公衆浴場営業承継届書」を提出すること。

　公衆浴場法その他関係法令に基づき適切に業務を行うこと。

（３）休館日及び営業時間

休館日、営業時間については、事業者が定めるものとする。

　　※現在の休館日、営業時間は、募集要項の「施設の概要」（６ページ）に記載あり

（４）業務体制

　　管理責任者、防火管理者等を配置するほか、管理運営をするために必要な職員の配置、勤務体制をとること。

（５）施設、設備等の維持管理、経費負担

・施設、付帯設備や備品は貸付けする。安全に十分に配慮し、施設等を良好な状態を維持するとともに、故障時において適切に対応すること。

・施設の設備に関する施設保守管理等業務を行うとともに、日常的に点検を行い施設維持すること。（現在行っている業務は、公募要項の「現在の施設保守管理業務一覧」(７ページ)を参照してください。）

・施設貸付後に生じた施設･設備の損傷による修理や老朽化した設備の修繕・取替は、事業者の責任と負担において行うこと。

・経年劣化や火災、災害により営業を継続することが困難な重大な損傷が生じた場合は、必要な措置を講じ速やかに報告すること。この場合において市は保障しない。

・デイサービスセンターと併設しているため、上下水道、給湯設備、電気設備等の共用する設備の維持管理の方法及び経費負担については、双方で協議し分担すること

（６）保険

 施設管理上の事故による利用者への損害賠償に備え、賠償責任保険に加入すること。

 内容については市と協議して定めるものとする。

（７）その他

　この仕様書に規定するもののほか、業務内容、施設の貸付けについて疑義が生じた場合は、市と協議して定めるものとする。